

「幼保一体化」検討について  
○こども園（仮称）の主要論点を中心に

(社)全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

I. 幼保一体化とこども園（仮称）の検討について

1. 「幼保一体化」までの経過とその評価

- 1) 「幼保一体化」については戦後65年間何回か取り上げられ、議論された経緯があるが、その内容は「幼・保一元化」ということで幼・保の現場を中心としたものであり、その基本構想や具体的な内容・計画についてまで、政府、所轄省庁の政策として示されたことはなかったといえる。
- 2) それらしき議論があったものとしては、平成15年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（閣議決定）を契機に平成16年「規制改革・民間開放推進三ヵ年計画」（閣議決定）の一環として「総合施設（仮称）」が提案され、最終的に幼保連携型等4つの類型の「認定こども園」が平成18年からスタートした経緯があげられる。しかし幼と保の「連携型」という名称や法的位置づけの「整理」から見ても、凡そ「幼・保一元化」施設と呼べるものは実現していない。
- 3) この度の「幼保一体化」は、新たな政府の重点政策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において「幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める」ことが決定されたことを受けて提起された。
- 4) その具体的な内容や方針としては、重点戦略検討会議（平成19年12月）の「財源確保を前提とした包括的次世代支援」の命題を受けこの間検討された、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告（平成21年2月24日）の保育制度改革案を踏まえ、さらに「幼保一体化」を基本とする「すべての子どもを対象」とした総合的保育制度改革として、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が取りまとめられ、実施のための行程計画を含め政策化されることになった。

以上のような経過を受けた、この度の新システムで提示される「幼保一体化を基本とするすべての子どもを対象」とした理念及びそのための政策化は、主に下記の事項から必要であると考える。

2. いま何故「幼保一体化」なのか～現状認識とその意義～

1) 子どもたちを巡る実態は、ますます深刻化し矛盾を深めその解決を臨んでいる。

女性の就労希望が増加する中で、保育園に入所を希望しても入れない待機児童問題と子育て家庭における虐待の広がり、小学校低学年からの不登校、小1プロブレムと学内暴力の増加。さらに、20代から30代を中心とした引きこもり、パパ活サイトシングルの増加等が広く社会的な課題として提示されている。それらの要因について単純化できないものの、地域や家庭の変化の中で、虐待に象徴されるように子育てが困難な家庭も増え、また貧困化、生活保護世帯の広がりも、その影響として指摘されている。しかしながら何より大きな問題は、「現行制度ではこうした問題の広がりや増加に応えきれない制度上の不備がある」ということである。

- 2) また、子どもたちの中で起きている深刻な問題は、家庭における子ども観や乳幼児期からの子育てについて何を基軸とすべきかの混乱が在ること。何よりも子どもたちが大人になり、親となつても自己肯定観や自尊感情が弱く、人との関係で不可欠なコミュニケーション力が、極めて不足していること等も大きな要因ではないかとする指摘もある。これは、乳幼児期の子育て=「保育と教育」の在り方や小学校低学年の教育の在り方とも深く結びつく課題であり、制度の見直しについても視野に早急に検討することが必要となっている。
- 3) 一方、現行制度で運営されている保育園と幼稚園の現場内部から判断する限り「幼保一体化」について急ぎ行う必要性を求める声は少なく、推進するとしても慎重に時間をかけて行われるべきとの考えが多いと思われる。

しかし、上記のような子どもやその家庭・地域をめぐる問題は、もはや保育所、幼稚園の利用者を含めた社会全体の問題であり、そこには現行制度上の問題と矛盾が顕在化し、早急に解決へ導くことが社会的要請となっている。

- 4) 私たちは、子どもたちや家庭で起きている問題に内部からのみで判断するのではなく、社会全体も含め、保育所、幼稚園、小学校等が有効に対応できていない現状を直視した対応が求められている。その際、改めて「福祉と教育」事業を「公益、公共的事業」として捉え、社会全体の本来の責務として整理する必要がある。

## II. 「幼・保一体化」とこども園(仮称)制度の構築にあたっての主要論点に向けた重要事項

- (1) 上記で指摘した子どもと家庭、学校現場の状況、実態についての共通認識が重要。
- (2) 現行制度の優れた点は踏まえながらもその不十分性と現実に社会で起きている問題との乖離についての問題点を明確にすること。
- (3) すべての子どもたちを対象に「差別と区別」のない「保育と教育」を保障するシステム・制度の構築を基本理念とする。
- (4) 利用の主体者である「子ども・家庭」の権利保障の視点から「選択の自由」と「最善の利益」を基本に制度設計を進める。
- (5) 「いつでも、何処でも、誰でも」すべての子どもたちが、安定した生活環境と「保育と教育」サービスが保障される制度の構築を推進する。
- (6) すべての子どもたちの健やかな育ちと「保育と教育」の質を担保、保障する上で不可欠であるナショナルミニマムとセーフティネットを条件、基準とする。
- (7) 子どもたちの育ちと「保育と教育」を保障するための国・都道府県・自治体の責任を制度的に明確にする。
- (8) 「こども指針(仮称)」の作成においては、現実の子どもたちの状況・実態を踏まえ、家庭から“幼保”、小学校低学年までの連続性やあり方、内容を含め検討の対象とする。
- (9) 「幼保一体化」を含む新システム設計においては、子どもたちを社会全体で支援することを保障する恒久財源を担保する。
- (10) 日本の将来、社会の担い手である子どもたちの保育と教育に「市場主義の拡大は不適切」であり「指定制度」の導入にあたってのイコールフッティングは、質を担保するナショナルミニマムと福祉・教育の理念を遵守した上で、余剰金は「福祉・公益・公共」事業以外での流用は認めない。

2010年10月14日  
幼保一体化ワーキングチーム(第1回)  
連合提出資料

## 「幼保一体化」の方向性に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 中島 圭子

わが国では夫婦共働きが一般的となり、仕事と生活を両立できる仕組みや環境がなければ、子どもを生み、育てることが困難な社会になっています。そのような中、都市部を中心に待機児童問題（2010年4月1日現在26,275人。その多くが首都圏を中心とした政令指定都市に集中）が社会問題化しており、子育てに関わる現物サービスは圧倒的に不足し、潜在的には更に大きな需要があると見込まれています。

連合は、こうした現状に鑑み、待機児童解消と、保育及び就学前教育を必要とする全ての子どもに保育・教育機会を保障する観点から「幼保一体化」の検討を行うことについて評価します。

同時に、その仕組みを検討・具体化する上では、以下の点に留意すべきと考えます。

### 記

#### 1. 幼保一体化に向けた考え方について

- 現行の幼稚園と保育所は、各々歴史的背景および固有の存在意義を有し、就学前教育・保育保障の観点からの豊富な知識やノウハウを蓄積している。こうした状況を踏まえ、幼稚園や保育所を一括して一気に「こども園（仮称）」へ統合するのではなく、それぞれの歴史や経過、付随する諸条件の整備・整合を丁寧に行い、一定期間を明示して実行する必要がある。
- 「幼保一体化」を行うにあたっては、その背景や特徴を十分に勘案することで移行に伴うリスクを回避するとともに、「こども園（仮称）」への移行インセンティブを高める諸条件の整備・工夫を行う必要があり、現行の幼稚園と保育所の仕組みを維持しつつ、「こども園（仮称）」を第三の類型と位置づけて集中的に整備することが適当である。
- そのベースとして「こども園（仮称）」をスムーズに実践に移すためには、当面、すでに実践されている認定こども園の幼保連携型をモデルに制度設計することが現実的ではないか。

## 2. 「こども園（仮称）」への移行の仕組みについて

- 現行の幼稚園・保育所の「こども園（仮称）」への移行を考えるにあたっては、幼稚園・保育所を強制的に「こども園（仮称）に移行させる」のではなく、幼稚園や保育所が能動的に「こども園（仮称）に移行する」よう、移行インセンティブが働く制度設計（財源の手当等）が必要である。
- また、移行に際しては、施設や資格要件、養成プロセス等の整備といった複数の検討項目が存在することから、十分な移行期間（最低5年程度）を設ける必要がある。

## 3. その他

- 2010年9月29日に開催された「こども指針（仮称）ワーキングチーム」第1回会合では、「こども指針（仮称）」の対象範囲や内容が不明瞭であった。
- 「こども指針（仮称）」の位置づけを幼保に限定した指針とするのか、子ども全分野を対象とした指針とするのか。後者であれば、子ども・子育てに関わる多様なステークホルダーが参画する「基本制度ワーキングチーム」に準ずるメンバーで議論・検討を行う必要があるのではないか。

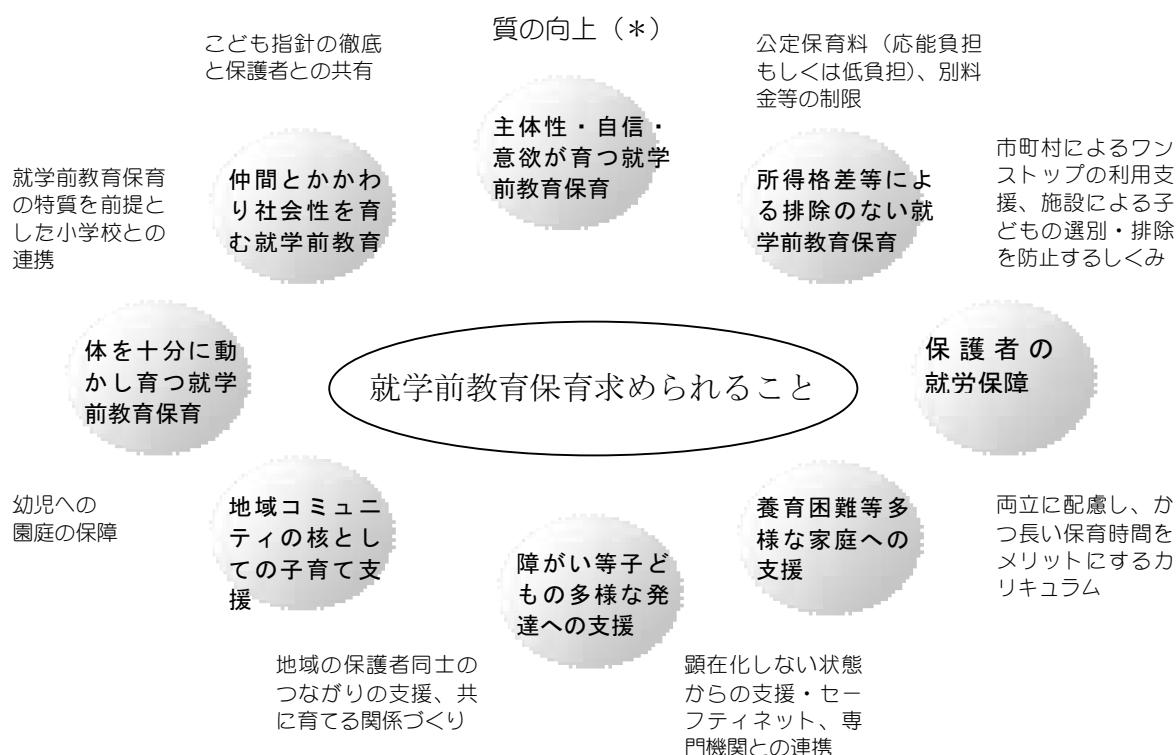
以上

## 10月14日幼保一体化ワーキングチーム 発言要旨

保育園を考える親の会代表 普光院 亜紀／代理 同会事務局 野村 史子

### 1 すべての子どもの人生の始まりに力強い支援を

子ども・子育てビジョン、そして、保育所保育指針や幼稚園教育要領が示す就学前教育保育の理念と矛盾しないしくみであるためには、下図の内容を押さえる必要があります。また、幼稚園と保育所という異なる系統の社会資源が、ほぼ同時に、ほぼ全国的に普及している日本特有の現状をふまえ、それぞれの社会資源を活かし、その機能や蓄積を減退させない方法をていねいに検討する必要があります。



\*質の向上→保育人材の確保・育成、そのために必要な人件費の安定的確保（会計に公的ルール）、ナショナルミニマムの最低基準による底上げ（基準と給付のリンク）、行政の関与と情報開示

### 2 就労家庭の切実な願い

- 保育所保護者の間では今、直接契約（公的保育契約）への不安が広がっています。待機児童（実際には公表値よりもはるかに多い）は、現行制度の認可保育所（保育料、園庭等、安心）への切実なニーズであることをふまえた制度検討を行うべきと考えます。
- 待機児童の多い市区では、毎年住民の細かい要望を受けて選考基準を調整しながらの入園選考を行っています。この体制が崩れ、激しい情報戦のもと保護者が願書をもって走り回るような事態は絶対に避けねばなりません。待機児童対策が先行することが必要です。

- ・保育はライフラインです。途切れたり、信頼できなくなったりすれば、家族の生活そのものが行き詰ります。質と量の確保は同時に必要です。市町村の責務は「利用する権利を付与すること」「利用調整をすること」「指導監査をすること」にとどまらず、子どもが必要とする質をそなえた施設を必要量整備する責任でなければなりません。財源確保が何よりも重要であり、かつ、法律による国や市町村の責任の明確化が必要です。

【参考】

保育園を考える親の会調査冊子「2010年度版 100都市保育力充実度チェック」記事から

(現在制作中、10/12現在)

## 1 都市部の入園決定率 66.5% !

「4月入園の申請をしたが入園決定しなかった児童数」や「入園決定率」は、「保育園を考える親の会」が 2009 年度より別冊子にて独自調査を開始し、2010 年度で 2 年目となった。2009 年度は、95 市区にとったアンケートで、67 市区が有効回答し、平均入園決定率が 72.6% だったが、2010 年度では、72 市区が有効回答し、平均入園決定率は 66.5% と低下した。ちなみに、「入園決定しなかった児童数」の合計は 43,340 人（継続の差も含む有効回答 93 市区の合計）に上っており、国が発表している全国の待機児童数 26,275 人を上回る。認可保育所に対するニーズは一貫して増加しており、所得に見合った保育料、園庭のある施設、公的な保障がある安心感などが求められている。

(補足説明)

\* 「4月入園の申請をしたが入園決定しなかった児童数」と「待機児童数」の違い

待機児童数の定義では、待機申請をしている児童のうち、認証保育所等や保育ママなど自治体が助成する保育サービスに在籍している児童や、通常の交通手段で 20~30 分未満の距離にある認可保育所への入園を辞退している児童、その他が除外されている。また、申請児童のうち、「不合格」となった後、他の保育サービスへの入園などを理由として待機申請を辞退した児童も、当然、待機児童に含まれないため、このような差が表れると推定される。

平成22年10月14日

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

## 「子ども・子育て新システム」検討における幼保一体化について

私たちは、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」が示す方向性を歓迎し、その具体化のために、今後の幼保の機能の一体化の在り方とその道筋について、以下のように考えます。

### 1. 一体化の基本的な理解

幼稚園制度と保育所制度をそのままに策定された認定こども園制度は、結果的に、幼保一体化へのテストケースとしての役割を担いました。そこから見えてきた多くの好事例を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の今日的課題への確実な解決策を講じるために、「子ども・子育て新システム」(以下、「新システム」という。)における乳幼児施設は、すべての子どもの最善の利益を求めることができる施設としての機能を十分に備えると共に、少子化対策・労働政策にも効果をもたらすものとなる必要があると考えます。そのためには、現在の幼稚園・保育所の機能を生かしつつ、先進諸国の事例を参考にし、求められる施設の在り方を明確に描き出すことが不可欠であると共に、その根底には、1989年に採択された「子どもの権利条約」の精神が息づいている必要があります。具体的には、例えば、必要な施設の基準とそのための施設整備の取り組み、障がい児保育を含めて実施される幼児教育・保育の内容(「(仮称) こども指針」(以下、「こども指針」という。))と実践、幼児教育・保育の質の向上につながる資格の統一、研修・運営の在り方が模索されるべきです。これら一連の取り組みが、地域の再生や、社会的排除をなくすインクルージョンの効果を生み出すものと考えます。

### 2. 具体的なイメージ

一体化の取り組みの中では、全国どこでも一定の質が担保できるための基準の統一性と共に、幼児教育・保育の実施主体としての自治体や各「こども園(仮称)」(以下「こども園」という。)の取り組みによる独自性が発揮される制度の設計が必要となります。

また、幼児教育・保育の質の向上という観点から、地域主権を尊重しつつ、制度設計や新システム全体の運用については国が、幼児教育・保育の水準や基準に関する評価等については都道府県が、それぞれ責任を担う必要があります。

こども園が十分な機能を発揮できるかどうかは、自治体の規模や財政状況、その他の諸要因により左右されることが予想されます。財政面では、新たに国が創設する「子ども・子育て勘定」による「子ども・子育て包括交付金」により支えられる制度と共に、永続的に、また有機的にサービスが展開されるためには、地域の広がりや施設の数などによって指定される「基幹こども園(仮称)」を設置するなどの工夫が有効であると考えます。

(※ 基幹こども園構想= 基幹となる総合施設型のこども園が、市町村及び地域のすべての「こども園」と連携しながら、職員研修・子育て支援研修のサポートや地域ネットワークの構築、各種サービスの支援などを行う。)

### 3. 一体化の道筋

新たな総合施設のイメージを明確にしてそこに向かう場合も、実際の一体化の道筋は、「現在の幼稚園・保育所の機能を生かしつつ」幼稚園・保育所の現状からスタートすることとなります。これまでの認定こども園の取り組みから、一体化した施設の運営が安定するためには3年前後の時間を要することや、新たな基準に適合した施設設備等の整備を考えると、移行のための期間は十分に確保される必要があります。特に、保育の長時間化や低年齢化、給食施設確保等のための施設整備の必要性、加えて、新システムの実施主体である自治体の政策策定、体制整備、運用開始、運用充実を考えると、一体化のための経過措置が必要と考えられます。このような配慮の中で、現存のシステムで運営されている各施設が、不安なく、無理なく、新システムによる施設に移行することができるよう道筋を示す必要があります。

# 幼保一体化検討の視点

構成員：山縣文治

幼保一体化については、さまざまな立場があろうが、「すべての子どもが、発達状況や家庭状況に応じて、保育も教育も必要である」という命題については、多くの人が首肯するものと考える。この命題を基礎に、5点にわたって、私的見解を提出する。

## 1. 保育と教育の概念整理

学校教育法では、幼稚園の目的を「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育するところ」と位置づけ、それを教育という手法で実施するとしている。一方、保育所では、保育所保育指針で、「教育と養護を一体的に行うのが保育である」としている。幼稚園においても、保育所においても、「保育」と「教育」と言う言葉が使用されているが、その意味合いは必ずしも同一ではない。

また、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」という文言が幼稚園にしか使用されておらず、保育所を利用する子どもにはこれが保障されていないことになってしまふ。幼保一体化の議論においては、これらのことと、前提としている命題との関係を検討し、既存の概念にとらわれず、すべての子どもに必要な発達支援を提供するという議論をする必要がある。

## 2. 子ども過疎地への対応

現状において、すでに2割の自治体に公私を含む幼稚園がない。人口が1万人未満の自治体ではこれが5割におよぶ。一方、認可保育所のない自治体は3%にすぎない。人口5千人未満でも8割には少なくとも認可保育所が設置されている。へき地保育所を加えると、この割合はさらに低下するものと考えられる。このように、人口の少ない自治体では、すでに就学前施策が保育所に一極化しているというのが現実である。

このことは、通園圏域内に幼稚園のない地域においては、「保育に欠けない子」は小学校に就学するまで、社会的に利用できる資源がないことを意味する。実際には、保育施策がカバーしていることが多いが、制度上は、ゆがんだ活用となっている。幼保一体化は、このような状況の解消が期待でき、すべての子どもが、親の生活状況に関係なく、就学前の社会的支援を受けることができるものである。

認定こども園はこのような状況に対応できるものと期待したが、最低定員を60人としたため、子ども過疎地では十分に機能できていない。また、保育所制度は最低定員20人となっており、新制度においては、この点への配慮が求められる。

	5千人未満	5千～1万	1～2万人	2～5万人	5～10万	10万以上	計
幼稚園設置	81	161	268	419	275	283	1487
	5.4%	10.8%	18.0%	28.2%	18.5%	19.0%	100.0%
	32.4%	62.4%	80.7%	94.6%	99.3%	100.0%	80.7%
幼稚園未設置	169	97	64	24	2	0	356
	47.5%	27.2%	18.0%	6.7%	0.6%	0.0%	100.0%
	67.6%	37.6%	19.3%	5.4%	0.7%	0.0%	19.3%
保育所設置	206	253	326	441	276	282	1784
	11.5%	14.2%	18.3%	24.7%	15.5%	15.8%	100.0%
	82.4%	98.1%	98.2%	99.5%	99.6%	99.6%	96.8%
保育所未設置	44	5	6	2	1	1	59
	74.6%	8.5%	10.2%	3.4%	1.7%	1.7%	100.0%
	17.6%	1.9%	1.8%	0.5%	0.4%	0.4%	3.2%
計	250	258	332	443	277	283	1843
	13.6%	14.0%	18.0%	24.0%	15.0%	15.4%	100.0%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### **3. 地域子育て支援**

現在、就学前の子どもの4割程度は日常的には、保育所にも幼稚園にも所属していない在宅（地域）子育て層である。3歳未満児に限ると、これが7割台半ばとなる。保育所および幼稚園においては、それぞれ地域子育て支援の実施が努力義務とされている。また、子育て支援地域拠点事業において、保育所や幼稚園以外の実施主体の積極的参入を図るなどの取り組みも進められている。

妊娠時期からの子育て支援は、就学前施策において今日非常に重要なものであり、子ども虐待を含むさまざまな子育て問題の予防的機能が期待でき、さらなる拡充が期待される。しかしながら、努力義務制度のもとでは、専任の職員配置がされていない。また、実施義務が課せられている認定こども園においてさえ、専任職員の配置はされていない。専任職員を配置せずに実施義務を課せると、本来日々利用している子どもたちに使われるべき予算を削ることにもなりかねず問題がある。

この機能の担い手については、現行制度を前提にすると、保育士や幼稚園教諭を基礎資格にもつものが担当する可能性が高いものと考えられるが、子育て支援機能を有効にするには、コミュニティワークの手法が重要である。そのためには、職員の専門的背景は、保育や幼児教育ではなく、これらに関する基礎知識をもったコミュニティワーカー（現在の日本の資格で考えると、ソーシャルワーカー、保健師、助産師などが近い）と考えるのが妥当である。

### **4. 子どものケア担当職員**

子どものケアにあたる職員は、全く新たな職員を検討するよりも、幼稚園教諭と保育士をベースに考えていくことが妥当である。その際には、認定こども園のように、両方の資格をもつことを前提としつつも、職務により役割分担する方法と、完全に一元化する方法が考えられるが、当面は現実的に考え、役割分担論も考えられるが、将来的には一本化を志向することが望ましい。

ただし、役割分担論においても、両者の基礎資格には優劣があつてはならない。その結果、労働面においても共通の保障がされなければならない。

また、一元化に際しては、新たな資格を就学前の子どもへの対応に限定するのか、現行保育士のように、少なくとも18歳未満に対応するものとすべきかについては、保育士および幼稚園教諭養成関係者の声や現場の声を十分聞いて判断すべきである。

### **5. 激変緩和**

こども園構想は、保護者の状況によらず、保育と教育を平等に提供できるという意味で、必要な方向と考えられる。また、幼稚園の置かれている現状を考えると、資源の有効活用という点からも意義がある。

しかしながら、幼稚園は約1万3,500施設（約170万人）、保育所は約2万3,000施設（約215万人）という大きな制度であり、これを一気に改革するとなると、大きな混乱が生ずるものと考えられる。このことは、子どもの福祉の視点からは避けるべきであり、施行時期までの期間の確保、猶予期間の設定、地域による施行の差など、適切な激変緩和策が必要と考える。

このことは、現在の保育所および幼稚園の設置者、保育士および幼稚園教諭養成関係者においても同様である。

平成 22 年 10 月 14 日

子ども・子育て新システム

(第 1 回 幼保一体化ワーキングチーム)

一般社団法人

日本こども育成協議会

副会長 山口 洋

幼保一体化の主要目的として主に、都市部での膨大な潜在的待機児童の解消や多様化した利用者(全ての子どもとその家庭)ニーズへ対応するためのシステム作りが考えられる。

更には、保育の質の維持はもとより事業者間の競争による質の向上が必要であると考える。

まず喫緊の課題である待機児童の解消のために既存のインフラである幼稚園を活用することが必要である。ただ、単に既存の幼稚園を活用することで待機児童の受け入れができるとは考えられない。たとえば、就業している保護者にとって、施設の選定条件の第一は立地である。多くの幼稚園はその立地の不利をカバーするために、園バスを運行しているが、0歳から2歳児をチャイルドシートなどで固定し、安全なバスの運行ができるとは考えにくい。また、お迎えは保護者が就労している場合、時間も多様なため自宅近くや駅での決まった時間に引取りができず、施設に迎えに行くことになるが、立地が保護者にとって不便な場合、就労家庭には不向きである。

次に保育所の役割の中には養護があり、子どもの健康の維持が重要となる。特に2歳児未満の子どもは一日を通して体調が変化しやすいため、喫食にあたっても子どもの体調の変化に合わせた食事の提供が必要になる。今後はこうした点にも配慮しつつ、きめ細やかな体制を整える必要があると考える。

多様なニーズへ対応するためには、新たに多様な事業主体を積極的に参入促進しなければならない。平成6年のエンゼルプランをはじめ多くの子育て支援策があげられるが、一時保育や休日・夜間保育といった特別保育は公費の支弁がない認可外保育所や高額なベビーシッターサービスへの依存を余儀なくされているのが現状である。これは既得権に守られ、敢えて利用者の利便性を考えることなくサービスの支援・提供がなされている行政主導のシステムによる弊害である。

また、同時に保育の質を向上するためには、多様な事業主体の参入により、その特性をいかした競争が必要である。そのためには、真っ先に、運営費使途の自由度を更に高め、

事業者の知恵を活かした運営ができるよう種々の規制の排除や、事業主体間の不平等を撤廃したイコールフィッティングの確立が必要である。（法改正を要しない事項は即刻見直すべき。）

今回幼保一体になれば、幼稚園の制度である直接契約や保育料の自由化は避けて通れないと考える（経過措置は必要）。当然、質を向上し利用者に選ばれる事業者と、少子化も手伝って退場を余儀なくされる事業者が出てくることになるため、同時にセーフティネットの構築も考える必要がある。つまり破綻や不正行為により退場を余儀なくされた場合の事業譲渡や事業委託を念頭に置いた改革が必要と考える。

今回、基本制度案要綱では、こども園（仮称）の対象範囲として、幼稚園、認可保育所、認定こども園が対象とされているが、それ以外に、東京都の認証保育所や一定の基準を満たしながらも児童福祉法上認可外保育施設となっている施設も数多く存在している。また、認定こども園の中にも、認可外保育施設が骨骼となった地方裁量型の認定こども園も存在している。こうした施設の中には、地域をまたがって広域で施設展開している株式会社形態の事業者も数多く存在している。基本制度案要綱では、幼保一体給付（仮称）の対象として、こども園（仮称）以外に小規模保育サービスや広域保育サービス、事業所内保育サービスが区分して記載されているが、こども園（仮称）という新しい幼保一体化の形態を考える際に、一定の機能を有する者であれば、従前の区分と格差なく、こども園（仮称）に公平に位置づけられるようにすべきである。あくまで利用者（子ども・子育て家庭）の実情により必要性が異なり、行政の目から見た判断とは異なる事を勘案いただき、また、区分により、施設間での従事者同士の新たな格差が惹起しないように配慮願いたい。

以上のこと踏まえ幼保一体化のあるべき制度システムのイメージとして、東京都の認証制度が現状最も近い制度であると考える。

最後に今回の改革の要綱に「方針」として掲げられているのは、利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要で良質な幼児教育や保育などのサービスを提供する旨の内容である。こうしたことを実現していくためにも、ナショナルミニマムをしっかりと設けた上で、各地域における利用者（子ども・子育て家庭）の多様なニーズに応えるサービスを実現していく制度設計を構築すべきである。